

いじめ防止基本方針



令和8年度

和光市立白子小学校

和光市立白子小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめに対する基本理念

- いじめは、決して許されることのない、重大な人権侵害行為である。
- いじめは、どの児童にも起こりうることを認識し、一人一人の人権を守る。
- 早期発見、早期解決を目指し、家庭・地域・関係機関と連携しながら対応する。
- 「いじめを見逃さない、見過ごさない」ための体制を構築する。
- いじめは「いじめている子」と「いじめられている子」だけの問題ではなく学級集団の人権意識に関わる問題としてとらえ、児童の人権意識の育成に努める。

2 いじめの定義とその認識

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第2条）

- ・ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違いである。
- ・ いじめは、気付かれないうちにやられることが多く発見しにくい。
- ・ いじめは暴行、恐喝、強要、器物損壊、名誉毀損などの犯罪行為の可能性もある。
- ・ いじめの認知は、いじめられた児童生徒の立場に立って行う。
- ・ いじめが起こった場所は学校の内外を問わない。

【基本認識例示】

- ① 初期段階のいじめ（嫌がらせ的な内容を含む）でも「いじめ」として認知する。
（例）特定の児童が、非難を浴びやすい。あるいは非難を浴びせる児童がいる。
→いじめの初期段階であり、この段階で指導し、解消を図るべきである。
- ② 加害側にいじめの意識がない場合も「いじめ」として認知する。
（例）宿題をよく忘れる子が周りから「バカ」「なにやってんの」と言われ、しょげている。→当該児童に対する周囲の人権意識が低下している。
- ③ 「けんか」も「いじめ」である場合がある。
（例）ネット上での悪口の言い合い。過剰な攻撃性のあるケンカ。
→「双方向のいじめ」である可能性に留意する。
- ④ 該当児童生徒がいじめと認識していなくても「いじめ」である場合がある。
（例）教師から見て、いじめられているが本人はあまり気にしていない。
→今は気にしていなくても、いつか爆発する可能性が高い。
（例）周囲の子がいじめではないかと気にしているが、本人達は「ふざけていた」と言う。→力関係によって、そう言わざるを得ない可能性がある。

3 具体的ないじめの態様例

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

4 いじめ防止のための基本方針

- ・あらゆる教育活動の中で、「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、すべての児童生徒が、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指すとともに、豊かな情操や道徳性、互いの人格を尊重する態度を培い、児童生徒が主体となっていじめのない良好な人間関係を構築していく素地をつくる。
- ・いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であることから、積極的にいじめを認知するために、定期的（学期に一度程度）な「なかよしアンケート（いじめの実態調査）」の実施、相談ポストの設置、教育相談室の常時開放、各種たより等でのいじめ電話相談窓口の周知等、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、保護者、地域と連携して児童生徒を見守っていく。
- ・いじめがあることが確認された場合、直ちに、いじめを受けた児童の安全確保とその保護者への支援を行うとともに、いじめたとされる児童に対する適切な指導と、その保護者への助言を組織的に行う。また、保護者、地域や教育委員会など関係機関と連携し、情報を共有しながら取り組む。
- ・PTAや民生委員・学校運営協議員等と、いじめ問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題について保護者、地域と連携して対策を推進する。

5 いじめ防止のための取り組み

(1) 白子小いじめ防止基本方針の策定

いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定め、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処などいじめの防止等全体に係る内容とする。策定した学校基本方針は、白子小学校ホームページで公開する。

(2) いじめ対策委員会の開催

いじめ防止対策推進法第22条の規定に基づき、「いじめ対策委員会」を組織する。

● 通常時

生徒指導部会で、生徒指導に関する情報の収集と記録、共有を行い、その対応を協議し、特定の教職員で問題を抱え込まず学校全体で組織的に対応する。いじめを認知した際は、校長の指示により「白子小学校いじめ対策会議①」を組織する。

構成員・・・管理職、生徒指導主任、各学年担任1名、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、相談員等

● **緊急性を要する事案が発生した場合**

いじめ重大事態あるいはその恐れがあるいじめの発覚、または緊急を要する事態の発生に応じて、校長が臨時的に「白子小学校いじめ対策会議②」を招集する。

構成員・・・校長・教頭・主幹教諭または教務主任・生徒指導主任・学年主任・(必要に応じて) 特別支援コーディネーター・保護者の会代表・民生児童委員・学校運営協議員・スクールソーシャルワーカー・臨床心理士・弁護士・医師等の外部機関代表者等

(3) 関係機関との連携

和光市教育委員会、教育支援センター、スクールソーシャルワーカー、民生委員・児童委員・学校運営協議員・PTA、自治会、地区社会福祉協議会、和光市地域子ども防犯ネット等、関係機関と常に連携を図り、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に迅速に当たる。そのための情報交換を各機関と定期的実施する。

(4) いじめの未然防止

- ・いじめはどの子どもにも起こりうるという認識を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめをしない、させないための未然防止に組織的に取り組む。
- ・児童が互いに、心の通じ合うコミュニケーション能力を育めるよう、日々の授業において、「自主的・対話的で深い学び」を実践し、児童一人一人が成就感や充実感をもてるようにする。
- ・規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できるよう規律ある態度育成に組織的に取り組む。
- ・特別活動（学級会活動・縦割り班活動等）を充実させ、話し合いによる課題の解決を通じた集団づくり・異学年間交流を通じた集団づくりを行う。
- ・特別の教科道徳においては、発達段階に即して「命の大切さ」について系統的な指導ができるようにする。児童に「いじめは人権侵害であり、絶対に許されない。」という認識を持たせることが重要であり、教育活動全体を通して指導する。さらに、いじめについて「見て見ぬふりをすること。知らん顔をすること。」などの傍観者的な対応は、いじめに加担していることと同じであることをしっかりと捉えさせる。
- ・教職員の何気ない言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを誘発・助長したりすることもあることから、日々の指導の在り方に細心の注意を払う。
- ・人権を尊重し、命の大切さを指導するために、人権教育の充実を図る。
- ・児童生徒が、互いに思いやる心やルールやマナーを守るなどの規範意識を身に付けるため、学級経営の充実を図る。
- ・様々な体験活動を通して、他者を認め、尊重する心、他者から認められる経験を通して児童生徒の自己有用感を育む。
- ・「子育ての目安『3つのめばえ』」や、各幼稚園・保育園、小学校で策定してい

る接続期プログラムを活用し、幼保小の連携を密にしながら、発達段階に応じて関わり合いの中で相手を尊重する気持ちをもって行動できるよう、幼児期からのいじめの未然防止に向けた取組を促す。

- ・「和光市いじめ撲滅強化月間」と連携し、児童生徒をいじめから守るための取組を実施する。
- ・インターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対応ができるよう、ネットモラル教室の開催や関係機関と連携して資料等を配布するなど必要な啓発活動を実施する。また本校の使用状況の実態を把握し、最新の情報を把握しながら、学年の実態に応じた情報モラルに関する指導を進めていく。(県警によるサイバー犯罪講習会の実施、ネットモラル研修会の実施等)
- ・いじめ防止等のための生徒指導研修(児童理解研修等)を実施し、教職員の知識と意識の高揚を図る。
- ・近隣の幼・保・中、学童クラブ等との学校相互間の連携協力体制を整備する。

(5) いじめの早期発見

- ・教職員は、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくく認識しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささやかな兆候であっても、いじめの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを積極的に認知する。
- ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。そのために、日頃から児童生徒との信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようにする。
- ・「いじめ発見のポイント」などを活用して、日常的に児童生徒のささいな変化を見逃さない。
- ・いじめアンケートや個人面談等も活用しながら、いじめの実態把握に努める。
- ・児童や保護者の悩みを受け止めることができる相談体制を整える。
- ・懇談会等で積極的にいじめについての啓発を行い、いじめについて連携して対応していく。
- ・定期的な会議を設定し、問題行動や支援を要する児童の情報の共有を図る。

(6) いじめ発生時の対応

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織的に対応し、被害を受けた児童を守り通すとともに、加害者である児童に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

- ・和光市子供のいじめ防止条例により、「学校は、いじめを認知したときは、必要に応じて市及び関係機関と連携し、いじめの解消を図るとともに、専門的知識を有する者を活用し、いじめを受けた子供及びいじめを行った子供並びに当該子供の家庭に対し、必要な支援、指導、助言その他のいじめ防止対策に関する取組を講ずるように努めなければならない。」と規定されている。このことを

受けて、学校として対応すべきことを徹底するため、和光市いじめ問題対策連絡協議会、及び関係機関等との連携を確実に行う。

- ・いじめを受けた児童から、事実関係の聴取を行う。その後、迅速に保護者に事実関係を伝え、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。
- ・いじめをした児童からは事実関係の聴取を行い、いじめの事実が確認された場合、すぐにいじめをやめさせるとともに再発を防止する措置をとる。また、事実関係を聴取した際には迅速に保護者に連絡する。
- ・いじめられた児童の立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せず相手側を傷付けたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟に対応する。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、「いじめ対策委員会」で情報共有し対応を協議する。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、躊躇することなく警察に相談・通報する。
- ・いじめの解消については、単に謝罪をもって安易に解消と判断することがないようにする。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定する場合もある。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し確実に実行する。

- ・いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察していく。

- ・インターネットを介するいじめに対しては、警察など関係機関と連携して実態把握に努めるとともに、保護者からの情報提供を積極的に呼びかける。
- ・いじめを行った児童に対しては、必要に応じて「和光市立小・中学校児童生徒出席停止の命令の手続に関する規則」に則って、出席停止の措置を取る。

6 重大事態への対処について

(1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項各号に掲げる重大事態とは、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。

<例>

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、目安にかかわらず教育委員会又は学校の判断により、重大事態とする。
- 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合
 - ・いじめにより重大な被害が生じたという申し立てが児童や保護者からあったときはその時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて市長に対して事態発生を報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体

重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織にするかについて判断する。学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。

(4) 調査を行うための組織

教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を迅速に行う。

- ・学校が調査する場合は、「いじめ対策委員会」が行う。
- ・教育委員会が調査する場合は、「和光市いじめ防止等対策委員会」が行う。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか、などの事実関係を可能な限り詳細にわたって明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐことではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

(6) 調査結果の提供及び報告

①いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。ただし、これらの情報の提供に当たっては、教育委員会又は学校は、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し適切に提供する。

②調査結果の報告

教育委員会は、その調査結果を速やかに市長に報告する。

7 重大事態の調査結果を受けた市長による再調査及び措置について

(1) 再調査

調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは再調査を行う。再調査について、いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

- ・市長は、再調査の結果を議会に報告する。
- ・市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

8 いじめ防止のための年間計画

	行事予定
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・「白子小〇年度基本方針」策定（生徒指導部会） ・あいさつ運動の実施 ・相談箱設置と周知
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・「第1回なかよしアンケート」実施
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回生徒指導・教育相談研修の実施 ・家庭訪問の実施 ・ネットモラル啓発・ネットいじめ防止及びネット利用啓発（5年）
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導・教育相談に係る校内研修会の実施
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動の実施
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2回なかよしアンケート」実施
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・個人面談の実施
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動の実施
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3回なかよしアンケート」実施 ・第2回生徒指導・教育相談研修の実施
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度の問題の検討及び新年度の取組の検討（生徒指導部会）

8 いじめ対応チャート

